

第3期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画

概要版



令和7年3月

洞爺湖町

1 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

- わが国では、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成24年に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。
- その後、国では、「こども基本法」が令和5年に施行され、こども基本法に基づいて、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。
- また、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年に成立しました。
- このような背景の中、本町においては、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間としていた第2期計画が終わりを迎えることから、ニーズ調査を実施し、こどもの現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握、整理を行い「第3期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の位置付け

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる計画です。
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第4条の規定する「子どもの貧困対策計画」を含めた計画とします。
- 策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、北海道の「子ども・子育て支援事業計画」や、本町の上位計画である「洞爺湖町まちづくり総合計画」、及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」など、本町の各種関連計画との整合性を図っています。

計画の期間

- 本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、国や北海道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとしします。

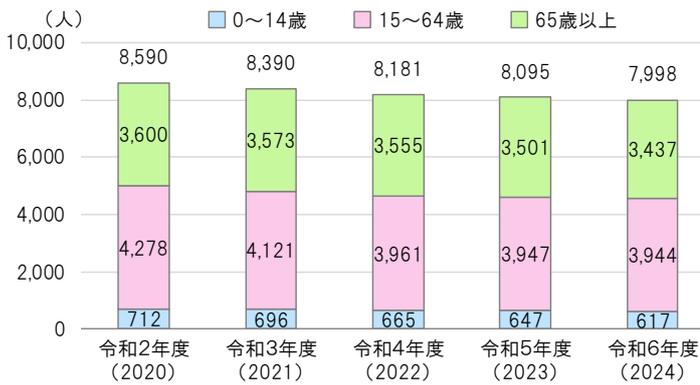
| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|---------------------|-------|-------|--------|--------|
| 第2期洞爺湖子ども・子育て支援事業計画 | | | | | 第3期洞爺湖子ども・子育て支援事業計画 | | | | |
| | | | | 計画策定 | | | | | 計画策定 |

2 洞爺湖町のこども・子育てに関する現状

○本町のこども・子育てに関する現状について、以下のとおり整理しました。

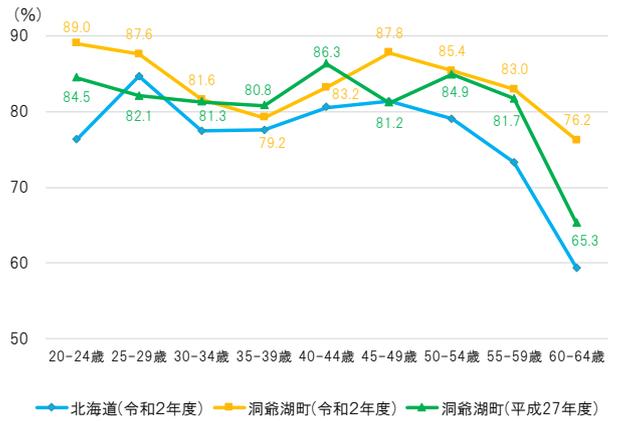
人口の推移

総人口は、令和2年度の8,590人から令和6年度には7,998人と減少傾向で推移しています。



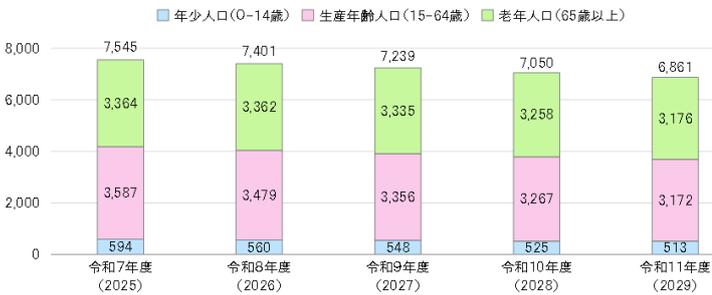
女性の就労状況

令和2年度の女性の就労状況は、北海道と比較すると、全ての年代で就業率が高くなっています。



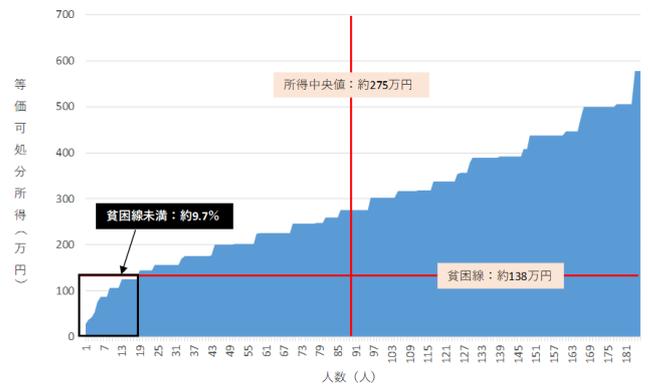
将来人口推計

総人口、年少人口ともに、減少傾向にあり、計画最終年の令和11年度には総人口が6,861人、年少人口が513人になると見込まれています。



相対的貧困世帯

相対的に「経済的に困窮していると思われる世帯」は、有効回答者数186件のうち18件となり、回答者全体に占める割合は約9.7%となっています。



3 計画の基本的な考え方

基本理念

○第3期計画では、これまでの基本理念を踏襲しつつ、洞爺湖町民が一体となって、子どもとその保護者のみならず家庭を支えていくことを通じて、誰もが安心して、楽しく子育てができ、地域の子どもたちの笑顔が広がる洞爺湖町を目指します。

基本理念

こどもが 家庭が 地域が育つ
子育て応援の町 洞爺湖町

基本的な視点

○第3期計画では、国の動向や本町の現状、ニーズ調査結果等を鑑みて、以下の4つの基本的な視点に沿って、施策を推進していきます。

基本的な視点 1

子どもを中心とした視点

こどもの視点に立ち、子どもにとって最善の利益が実現され、子どもが幸せに暮らし、健やかに育つことを目指します。

基本的な視点 2

成長・発達段階に応じて切れ目なく支える視点

保護者の親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援の実現を目指します。

基本的な視点 3

社会全体で支援する視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の理解を深め、各々が協力して役割を果たすことを目指します。

基本的な視点 4

すべての子どもと子育て家庭を支える視点

障がい、疾病、虐待、貧困等支援の必要な子どもやその家族を含め、生まれ育った環境に関係なく、すべての子どもと子育て家庭に必要な支援を届けることを目指します。

4 施策の展開

基本目標1 こどもの権利が尊重される環境の充実

基本施策 (1)児童虐待防止対策等の充実 (2)こどもを取り巻く有害環境対策の推進

主な事業 ○児童虐待の防止と早期発見 ○インターネットやSNSの利用による被害の防止

基本目標2 安心してこどもを生き育てられる環境の充実

基本施策 (1)次世代の親の育成 (2)こどもや母親の健康の確保
(3)食育の推進 (4)思春期保健対策の充実 (5)小児医療の充実

主な事業 ○乳幼児健診事業 ○産後ケア事業
○食育への支援 ○子ども医療費助成事業

基本目標3 こどもと若者の成長と自立を支える環境の充実

基本施策 (1)子育て支援のネットワークづくり (2)保育サービスの充実
(3)幼児期の質の高い教育・保育の充実
(4)こどもの生きる力の育成に向けた学校教育等の整備 (5)児童の健全育成

主な事業 ○子育て援助活動支援事業 ○保育・教育の充実
○地域未来塾の開設 ○放課後児童健全育成事業

基本目標4 地域でこどもと家庭を支える環境の充実

基本施策 (1)こどもの交通安全を確保するための活動の推進
(2)こどもを犯罪等から守るための活動の推進
(3)良質な居住環境の確保 (4)安心して外出できる環境の整備

主な事業 ○交通安全推進運動 ○自主防犯パトロール事業 ○子育てサロンの設置

基本目標5 配慮を要するこどもと家庭を支える環境の充実(子どもの貧困対策計画)

基本施策 (1)ひとり親家庭等の自立支援の推進
(2)障がいなど発達への支援が必要なこどもとその家庭への支援
(3)相談等体制の整備 (4)こどもの居場所づくり
(5)学力の向上 (6)経済的支援による暮らしの支援

主な事業 ○ひとり親家庭等医療費助成事業 ○障がい児通所支援事業
○ヤングケアラーの相談窓口 ○地域食堂
○洞爺湖町就学援助制度 ○児童手当支給事業

5 量の見込み及び確保方策

教育・保育提供区域

○本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

教育・保育の量の見込み及び確保方策

○教育・保育における「量の見込み」及び「確保方策」について、以下のとおり設定しました。

1号認定、2号認定【教育を希望】

| | 令和7年度 | | 令和8年度 | | 令和9年度 | | 令和10年度 | | 令和11年度 | |
|----------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|------|--------|------|
| | 1号認定 | 2号認定 | 1号認定 | 2号認定 | 1号認定 | 2号認定 | 1号認定 | 2号認定 | 1号認定 | 2号認定 |
| 量の見込み ① | 26 | 0 | 25 | 0 | 23 | 0 | 19 | 0 | 16 | 0 |
| 確保方策 ② | 80 | | 80 | | 80 | | 80 | | 80 | |
| 過不足(②-①) | 54 | | 55 | | 57 | | 61 | | 64 | |

2号認定【教育を希望以外】

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|----------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み ① | | 80 | 80 | 75 | 65 | 51 |
| 確保方策 | 保育所 | 177 | 177 | 114 | 114 | 114 |
| | 企業主導型保育施設(地域枠) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 合計② | 180 | 180 | 117 | 117 | 117 |
| 過不足(②-①) | | 100 | 100 | 42 | 52 | 66 |

3号認定:0~2歳 保育所等の保育利用

| | 令和7年度 | | | 令和8年度 | | | 令和9年度 | | | 令和10年度 | | | 令和11年度 | | | |
|----------|----------------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|----|
| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | |
| 量の見込み ① | 4 | 20 | 15 | 4 | 14 | 16 | 4 | 13 | 12 | 3 | 13 | 12 | 3 | 12 | 11 | |
| 確保方策 | 保育所 | 12 | 24 | 36 | 12 | 24 | 36 | 17 | 22 | 22 | 17 | 22 | 22 | 17 | 22 | 22 |
| | 企業主導型保育施設(地域枠) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 合計② | 13 | 25 | 37 | 13 | 25 | 37 | 18 | 23 | 23 | 18 | 23 | 23 | 18 | 23 | 23 |
| 過不足(②-①) | | 9 | 5 | 22 | 9 | 11 | 21 | 14 | 10 | 11 | 15 | 10 | 11 | 15 | 11 | 12 |

教育・保育の一体的提供の推進

○本町には、現在認定こども園はありませんが、今後、新たに認定こども園への移行等の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

○質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するために、乳幼児期から児童期の教育・保育に携わる職員に対して、研修等を実施します。また、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、こども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を推進します。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

○地域子ども・子育て支援事業における「量の見込み」及び「確保方策」について、以下のとおり設定しました。

| 事業名 | 単位 | 上段:量の見込み 下段:確保方策 | | | | | |
|----------------------------------|-------------|------------------|-------|-------|--------|--------|---|
| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| 利用者支援事業 | 実施箇所数(か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 実施箇所数(か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 地域子育て支援拠点事業 | 延べ利用者数(人/年) | 134 | 122 | 103 | 98 | 93 | |
| | 延べ利用者数(人/年) | 297 | 297 | 297 | 297 | 297 | |
| 一時預かり事業(幼稚園型) | 延べ利用者数(人/年) | 852 | 808 | 733 | 637 | 585 | |
| | 延べ利用者数(人/年) | 1,015 | 1,015 | 1,015 | 1,015 | 1,015 | |
| 一時預かり事業(一般型) | 延べ利用者数(人/年) | 489 | 455 | 403 | 362 | 336 | |
| | 延べ利用者数(人/年) | 1,740 | 1,740 | 1,305 | 1,305 | 1,305 | |
| 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) | 延べ利用者数(人/年) | 117 | 105 | 106 | 106 | 99 | |
| | 延べ利用者数(人/年) | 0 | 0 | 106 | 106 | 99 | |
| 子育て短期支援事業 (ショートステイ) | 延べ利用者数(人/年) | 63 | 58 | 52 | 46 | 43 | |
| | 延べ利用者数(人/年) | 0 | 0 | 0 | 0 | 43 | |
| 延長保育事業 | 延べ利用者数(人/月) | 40 | 37 | 33 | 30 | 28 | |
| | 延べ利用者数(人/月) | 0 | 0 | 125 | 125 | 125 | |
| 病児・病後児保育事業 | 延べ利用者数(人/年) | 72 | 72 | 72 | 72 | 72 | |
| | 延べ利用者数(人/年) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 実利用人数(人/年) | 69 | 66 | 65 | 63 | 58 | |
| | 定員数(人/年) | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 延べ訪問件数(人/年) | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | |
| | 延べ訪問件数(人/年) | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | |
| | 実施体制(人/年) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | |
| 養育支援訪問事業 | 延べ訪問件数(人/年) | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | |
| | 延べ訪問件数(人/年) | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | |
| | 実施体制(人/年) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | |
| 妊産婦健康診査事業 | 延べ受診者数(人/年) | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | |
| | 延べ受診者数(人/年) | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | |
| 親子関係形成支援事業 | 実利用者数(人/年) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 実利用者数(人/年) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 妊婦等包括相談支援事業 | 妊娠届出数(回/年) | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | |
| | 面談回数(回/組) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| | 延べ面談回数(回/年) | 54 | 51 | 48 | 45 | 42 | |
| 産後ケア事業 | 延べ利用者数(人/年) | 29 | 27 | 26 | 24 | 23 | |
| | 延べ利用者数(人/年) | 29 | 27 | 26 | 24 | 23 | |
| 乳児等通園支援事業※ | 0歳 | 延べ利用人数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 延べ利用人数(人) | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 1歳 | 延べ利用人数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 延べ利用人数(人) | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 2歳 | 延べ利用人数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 延べ利用人数(人) | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

○「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」については、具体的な量の見込み及び確保方策は設定していません。

※乳児等通園支援事業は、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

6 計画の推進体制

計画の推進に向けた役割

○本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体でこどもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

関係機関との連携

○町内の関係機関と連携し、切れ目なく横断的な施策に取り組むとともに、こども、子育て世帯、認定こども園・保育所・幼稚園などのこども・子育て支援事業者、学校、各種団体、町民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

計画の達成状況の点検・評価・見直し

○計画策定後も、計画の実施状況の進行管理や評価について、自己評価のみならず外部評価を取り入れるなど評価体制の見直しを行いながら、PDCAサイクルの流れに沿い、「洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会」で継続的に審議を行います。



第3期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画 概要版

洞爺湖町総務部子育て支援課

〒049-5604 北海道虻田郡洞爺湖町栄町 63 番地 1

TEL : 0142-82-7100 FAX : 0142-76-1877